

公立大学法人滋賀県立大学科目等履修生規程

平成 18 年 4 月 1 日

公立大学法人滋賀県立大学規程第88号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学学則（以下「学則」という。）第59条および公立大学法人滋賀県立大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第27条において準用する学則第59条の規定に基づき、科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 学部の科目等履修生として入学することのできる者は、高等学校を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 大学院の科目等履修生として入学することのできる者は、大学を卒業した者またはこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(入学時期等)

第3条 科目等履修生の入学の時期は、学期の始めとする。

2 科目等履修生の在学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、在学期間を延長することができる。

(入学志願手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、次に掲げる書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

(1) 科目等履修生入学願書

(2) 最終学籍校の学業成績および卒業（修了）証明書

(3) その他学長が必要と認める書類

(選考)

第5条 前条の入学志願者に対しては、学部にあつては教授会の、大学院にあつては研究科会議の議を経て、学長が選考を行う。

2 前項にかかわらず、公立大学法人滋賀県立大学履修規程別表1に掲げる科目のうち全学共通科目（特定の学科において専門科目に分類される科目を除く。）および同規程別表2から別表4までに掲げる科目（特定の学科において専門科目に分類される科目を除く。）または公立大学法人滋賀県立大学大学院履修規程別表1に掲げる科目のうちキャリア教育関連科目（以下「全学共通教育に係る科目」という。）を履修しようとする入学志願者に対しては、学長は、滋賀県立大学全学共通教育推進機構全学共通教育部全学共通教育運営会議（以下「全学共通教育運営会議」という。）の議を経て、選考を行う。

3 第1項にかかわらず、公立大学法人滋賀県立大学副専攻規程別表2に掲げる科目（全学共通教育に係る科目および特定の学科において専門科目に分類される科目を除く。）または公立大学法人滋賀県立大学大学院副専攻規程別表2に掲げる科目（特定の研究科において専門科目に分類される科目を除く。）（以下「副専攻に係る科目」という。）を履修しようとする入学志願者に対しては、学長は、当該副専攻の運営機関に置くその運営を審議する会議（以下「運営機関運営会議」という。）の議を経て、選考を行う。

(入学手続および入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに別に定める書類を提出す

るとともに、入学料を納付しなければならない。

2 前項に規定する入学手続を完了した者については、学長が入学を許可する。

(履修手続)

第7条 科目等履修生は、履修を許可された科目の履修届を所定の期日までに提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 科目等履修生に対しては、単位を与えることができる。

2 前項の単位修得の認定は、公立大学法人滋賀県立大学履修規程または公立大学法人滋賀県立大学大学院履修規程に基づき、これを行う。

3 前項の規定により単位修得を認定した者には、単位修得証明書を交付することができる。

(授業料等)

第9条 科目等履修生は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、履修に要する特別の費用は、科目等履修生の負担とする。

(準用)

第10条 この規程に定めるもののほか、学則、大学院学則および本学の諸規程のうち学生に関する規定は、科目等履修生について準用する。

(入学許可の取消)

第11条 科目等履修生が学則、大学院学則および本学の諸規程に違反したとき、または科目等履修生としての本分に反したときは、学長は、学部にあつては教授会の、大学院にあつては研究科会議の、全学共通教育に係る科目を履修する場合にあつては全学共通教育運営会議の、副専攻に係る科目を履修する場合にあつては運営機関運営会議の議を経て、第6条第2項の規定による許可を取り消すことができる。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年1月5日から施行する。

付 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。